

# 第15号 令和2年10月1日 柴田町農業委員会だより



## 農作業事故に注意しましょう

農繁期は、農作業機械による作業事故や交通事故が多くなります。トラクターなどによる農作業の際には、安全を十分に確認し、無理のない作業を心がけましょう。

また、車を運転する際は、農耕車や歩行者等に十分注意しましょう。



## 農地パトロールについて

農業委員会では、遊休農地の把握と発生抑制、農地の違反転用発生防止のため、町内の全農地について毎年7月～8月に「農地パトロール（利用状況調査）」を行っています。

調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地については、農地法第32条第1項の規定に基づく「利用意向調査」を所有者本人に行っています。

## 非農地判断の実施について

農地パトロール（利用状況調査）の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、農業委員会の総会の議決により「農地に該当しない旨の判断」を実施しております。

これらの農地については、農地法の規制の対象外となり、農業委員会の農地台帳の「現況地目」

をそれぞれ、山林や原野等とするもので、法務局の登記地目が変わるものではありません。

地目変更については、土地の所有者本人が法務局で地目変更登記の申請が必要になります。

## 農地を転用するには許可が必要です

農地を耕作以外の用途（宅地や駐車場、資材置場、太陽光発電設備など）に変更するには、農地転用許可が必要です。

優良農地の確保のため、農地法により許可制となっています。無断転用には罰則の適用もありますので注意してください。

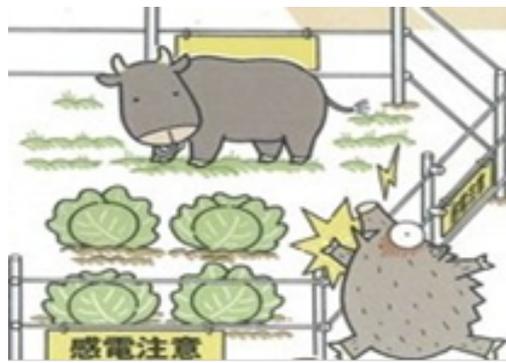
農地転用を検討している方は、一時的な利用の場合も含め、農業委員会事務局、または各地区の農業委員にご相談下さい。

## 電気柵の安全対策について

水田や畑などに、野生動物から農作物を守るために電気柵が設置されています。

電気柵が設置されている場所へは、むやみに近づき電気柵の電線に触れたりしないように注意してください。

特に幼児等には設置場所付近で遊ばせたり近づかせたりしないように注意してください。



## 農業委員会に申請・届出が必要な 主なもの

農地法第3条申請 (農地の売買・貸借等)	農地を農地として「売買」「贈与」「貸借」する場合
農地法第4条申請 (農地の転用)	自分所有の農地を農地以外のもの(住宅、駐車場等)に転用する場合
農地法第5条申請 (権利移動の伴う農地の転用)	農地を農地以外のもの(住宅、駐車場等)に転用する場合で農地の権利移動(売買、貸借等)の伴うもの
農地の相続等の届出 (農地法第3条の3第1項)	新たに相続等により農地を取得した場合には、農業委員会への届出が必要です
農地の現状変更届出	農地の現状変更(盛土、客土、削土等)を行う場合には、農業委員会への届出が必要です

## 農地の適正管理についてのお願い

農地を管理されないまま放置されますと、雑草の繁茂、病害虫の発生、場合によっては不法投棄や放火の原因にもなり、周辺の農地や住宅の方に迷惑をかけることになりかねません。休耕される場合でも草刈や定期的な耕耘を行い、農地を適正に管理されますようお願いいたします。



## 農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、 農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
- 一、 農業委員会は、食料の自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、 農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、 農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の維持的発展に努めます。
- 一、 農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

(平成 28 年度全国農業委員会会長大会にて制定)

柴田町農業委員会事務局

Tel 55-2117 Fax55-4172